

「登録検査機関の登録等について」 新旧対照表

別添

改正後	現行
<p style="text-align: right;">食安発第 0206001 号 平成 16 年 2 月 6 日 改正 生食発 0909 第 3 号 令和 3 年 9 月 9 日 改正 生食発 0327 第 1 号 令和 5 年 3 月 27 日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 登録申請等 1. 登録申請書 登録申請書の添付書類については、次によること。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>なお、学校教育法第 102 条第 2 項の規定に基づき、大学を卒業せずに大学院に入学した者については、法別表第 3 欄に規定する大学を卒業したものと同様に扱うこととする。</u> また、<u>専修学校の専門課程を修了して大学に編入学し、これを卒業した者については、法別表第 3 欄に規定する大学を卒業したものと同様に扱うこととする。</u>この際、当該大学が、専修学校における履修を当該大学における履修とみなし、単位の修得を認定した科目については、大学において修めた科目として資格確認を行うこととする。 外国の大学に在学していた者が国内の大学に入学し、これを卒業した場合についても、同様とする。</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p>	<p style="text-align: right;">食安発第 0206001 号 平成 16 年 2 月 6 日 改正 生食発 0909 第 3 号 令和 3 年 9 月 9 日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 登録申請等 1. 登録申請書 登録申請書の添付書類については、次によること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>なお、専修学校の専門課程を修了して大学に編入学し、これを卒業した者については、法別表第 3 欄に規定する大学を卒業したものと同様に扱うこととする。この際、当該大学が、専修学校における履修を当該大学における履修とみなし、単位の修得を認定した科目については、大学において修めた科目として資格確認を行うこととする。 外国の大学に在学していた者が国内の大学に入学し、これを卒業した場合についても、同様とする。</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p>

第2～第4 (略)	第2～第4 (略)
様式1～様式5 (略)	様式1～様式5 (略)